

商店街にぎわいづくり条例及び商店街にぎわいづくり条例施行規則の運用要領

第1 事業所の本拠

黒松内町商店街にぎわいづくり条例（平成19年条例第15号。以下「条例」という。）第3条第1項に規定する事業所の本拠が本町内にあるとは、法人の場合登記簿謄本の本店が黒松内町内にあることをいい、個人の場合は、事業所の名称に支店、営業所等の他に本店の所在があると判断される名称を用いず、かつ、実際に他に本店等の所在があることが認められない場合をいう。

第2 事業計画の承認

- 1 条例第3条第3項の規定により事業計画の内容を審査する場合において、当該計画に基づき実施する補助対象事業が条例第4条第3号の規定による新規開業事業の場合、町長は黒松内町企業誘致等促進条例（平成2年条例第20号）第12条の規定による黒松内町企業誘致等促進委員会（以下「委員会」という。）に、意見を求めることができる。
- 2 条例第3条第3項の規定により審査結果を通知する場合において、委員会に意見を求めた場合の通知は、著しく審査に困難性を有する等の特別な理由がない限り、事業計画の提出のあった日から30日以内に行うものとする。

第3 ブナ北限の里らしい魅力あふれるものの判断

条例第4条第1項第2号に規定するブナ北限の里らしい魅力あふれるとは、天井、壁、床などの面的部分、冷蔵庫、冷凍庫、保温庫を含む商品陳列ケース及び商品棚に、木材又は木質を表現している材料を基本に用いて、レンガブロック又はタイルを組み合わせるなど（以下「基本材」という。）既存の町内交流施設と同様のイメージをほうふつさせるものをいい、外装で基本材が用いられない部分については、第6の基準を満たさなければならない。この場合において、判断し難い事例については、町長は専門家に助言を求めることができる。

第4 フランチャイズの判断

条例第4条第1項第3号に規定するフランチャイズとは、同一資本により経営する系列店舗の本部が、加盟店に一定地域内での独占販売権を与え、各種経営指導を行って事業の拡大を図る方式をいう。

第5 適用外店舗

一般的に路地販売と呼ばれるような一定期間に限って商品を販売し、冬季

間閉鎖するようなもの及びこれと同類と認められるものは、条例第4条第1項第1号から第3号に規定する店舗に含めないものとする。

第6 新規開業店舗に要求される条件

条例第4条第1項第3号に規定する別に定める基準とは、店舗の屋根及び外壁の色彩を、黒松内町景観修景事業実施基準に規定する指定色又はそれに近い色使いに配慮していることをいう。

第7 補助金返還命令の例外

補助事業者が条例第8条第1号に該当するに至った場合において、その理由が倒産又は破産に該当し、補助金の返還能力を有しないと町長が認めるときは、返還を命じないものとする。

第8 産業状況報告書の添付書類

黒松内町商店街にぎわいづくり条例施行規則(平成19年規則第14号)という。)第7条の規定による産業状況報告書に添付する該当期の決算書は、提出期日前直近のものとする。

第9 優良食品販売促進事業の申請制限

条例第4条第1項第4号に係る第9条第1項の規定は、条例施行の際、現に優良食品奨励事業補助金交付要綱の規定に基づいてなされた申請に準用する。

附 則

この要領は、平成19年9月19日から施行する。